

16 苦情申出窓口について

東浦町の保育園における保育の実施に対して、保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情申出窓口を設置しています。苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者と話し合いによる解決に努めます。その結果、必要な改善を行います。

苦情受付担当者	園長代理
苦情解決責任者	園長
第三者委員	各地区主任児童委員

17 緊急時対応

- (1) 日ごろから不審者の防止の為、出入り口の施錠をする。
- (2) 保護者や地域等の関係機関から不審者の情報が得られるようにし、保護者を通して地域内の安全確保に努める。
- (3) 役割分担や対応方法等の体制を整えておく。
- (4) 非常通報システムの使用方法や緊急連絡の仕方を周知する。
- (5) 全ての職員が緊急時に一体となって迅速、的確に対応できる実践力の向上を図るため避難訓練、防犯に関する知識技能等の研修(AED)を受ける。
- (6) 食物アレルギー児がアナフィラキシーを起こした場合、医療機関へ搬送する。

18 虐待防止のための措置

- ・子どもの人権擁護、虐待の防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待等の行為の禁止、虐待防止や人権に関する啓発のための職員研修の実施など、児童虐待防止に必要な措置を講じます。
- ・職員又は養育者による子どもへの虐待を発見した場合には、児童虐待の防止等に関する法律の定めに従い、東浦町役場子育て支援課、子ども家庭センター、児童相談所等の適切な機関に通報します。

19 その他

- ・送迎時に利用する駐車場内での事故や盗難、天災等につきましては、保育園は一切責任を負いかねます。